

## 第101期 中間決算公告

平成19年12月27日

富山市堤町通り1丁目2番26号  
株式会社 北陸銀行  
取締役頭取 高木 繁雄

### 中間連結貸借対照表(平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	128,599	預 金	4,892,945
コールローン及び買入手形	51,154	譲 渡 性 預 金	52,425
買入金銭債権	192,029	コールマネー及び売渡手形	50,000
特定取引資産	5,093	債券貸借取引受入担保金	11,741
金銭の信託	2,432	特定取引負債	907
有価証券	785,804	借 用 金	151,647
貸出金	4,190,152	外 国 為 替	565
外国為替	8,784	社 債	27,310
その他資産	60,747	そ の 他 負 債	55,026
有形固定資産	82,853	退職給付引当金	440
無形固定資産	3,630	睡眠預金払戻引当金	1,535
繰延税金資産	43,742	再評価に係る繰延税金負債	9,085
支払承諾見返	69,639	支 払 承 諾	69,639
貸倒引当金	△ 61,363	負債の部合計	5,323,271
		(純資産の部)	
		資 本 金	140,409
		資 本 剰 余 金	14,998
		利 益 剰 余 金	64,942
		株 主 資 本 合 計	220,351
		その他有価証券評価差額金	10,739
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 17
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,954
		評価・換算差額等合計	19,676
		純資産の部合計	240,027
資産の部合計	5,563,299	負債及び純資産の部合計	5,563,299

中間連結損益計算書〔平成19年4月1日から  
平成19年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		68,172
資 金 運 用 収 益	48,082	
（うち貸出金利息）	( 40,665 )	
（うち有価証券利息配当金）	( 5,098 )	
役 務 取 引 等 収 益	13,429	
特 定 取 引 収 益	383	
そ の 他 業 務 収 益	4,648	
そ の 他 経 常 収 益	1,628	
経 常 費 用		48,296
資 金 調 達 費 用	9,497	
（うち預金利息）	( 6,848 )	
役 務 取 引 等 費 用	3,275	
そ の 他 業 務 費 用	0	
営 業 経 費	25,742	
そ の 他 経 常 費 用	9,780	
経 常 利 益		19,875
特 別 利 益		37
固 定 資 産 処 分 益	33	
償 却 債 権 取 立 益	3	
特 別 損 失		1,976
固 定 資 産 処 分 損	77	
減 損 損 失	6	
睡眠預金払戻引当金繰入	1,892	
税金等調整前中間純利益		17,936
法人税、住民税及び事業税		53
法人税等調整額		7,683
中 間 純 利 益		10,199

(中間連結財務諸表の作成方針)

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 6社  
 北銀ビジネスサービス株式会社  
 北銀オフィス・サービス株式会社  
 北銀不動産サービス株式会社  
 北銀資産管理株式会社  
 Hokuriku International Cayman Limited  
 株式会社北銀コーポレート

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等はありません。
- (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 2社  
 9月末日 4社

6月末日を中間決算日とする2社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

(中間連結貸借対照表注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点に基づき、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。  
 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のある株式については中間連結決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法によっております。
6. 当行の有形固定資産の減価償却は動産については定率法、不動産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
     建 物 15年～39年  
     動 産 5年～6年  
 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。  
 なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。  
 また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアにつ

いては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として6年）に基づいて償却しております。

8. 当行の外貨建の資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等においても同様に資産の自己査定を行い、必要な引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は121,572百万円であります。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（16,826百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

なお、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理してまいりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は357百万円減少、特別損失は1,892百万円増加し、経常利益は357百万円増加、税金等調整前中間純利益は1,535百万円減少しております。

12. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

14. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する

目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等においては、デリバティブ取引によるヘッジを行っておりません。

15. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

16. 有形固定資産の減価償却累計額 58,702 百万円

17. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,768 百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は17,353百万円、延滞債権額は126,500百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は176百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は39,900百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は183,931百万円あります。

なお、18. から 21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより、受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は97,726百万円あります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 149,957 百万円

貸出金 320,735 百万円

担保資産に対応する債務

預金 11,799 百万円

コールマネー 50,000 百万円

債券貸借取引受入担保金 11,741 百万円

借入金 108,600 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券89,766百万円、その他資産58百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は2,227百万円あります。

24. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 22,407 百万円

25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金43,000百万円が含まれております。
26. 社債には、劣後保証付永久劣後債26,500百万円が含まれております。
27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は83,716百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ81,400百万円減少します。

28. 1株当たりの純資産額 166円59銭
29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。30.についても同様であります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	85,684	109,969	24,284
債券	518,153	508,761	△9,392
国債	270,494	264,514	△5,979
地方債	123,009	121,802	△1,207
社債	124,649	122,444	△2,205
その他	57,510	57,155	△355
合計	661,348	675,885	14,537

なお上記の評価差額から繰延税金負債3,797百万円を差し引いた額10,739百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	24,011
非上場外国証券	0
その他	247,774

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,222,642百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,196,939百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

33. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は、9.55%であります。

(中間連結損益計算書注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 9円74銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 8円86銭
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。  
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
5. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額8,859百万円を含んでおります。